

第1章 調査の目的と方法

1-1 調査の目的

許可業者が収集するアパート・マンション等(以下、「業者アパマン」という)については、その収集量は「事業系ごみ」として集計されているが、本市が収集している家庭系ごみと比較すると分別排出が進んでいないという実情がある。こうした課題に対して、全ての市民に等しく「ごみ減量」「分別排出の徹底」を求めるべきであり、分別排出について市民に理解・協力を得るための一層の努力を本市に求められているところである。

こうした状況を受け、業者アパマンから排出されるごみについて、大阪市が収集するごみの組成実態状況調査及び令和元年度に実施した組成実態状況調査と比較することにより、今後の分別排出指導並びに啓発方法等の検討を行うことで、業者アパマンから排出される一般廃棄物の適正区分のより一層の推進をめざすことを目的とする。

1-2 調査の対象

調査は、許可業者が収集するアパート・マンション等(業者アパマン)を対象とする。

調査対象とする業者アパマンは、本市が所有している許可業者作業対象名簿(名簿総件)の中から、調査対象とする業者アパマンを抽出した。市内には、約20千件の業者アパマンがあり、契約月量の合計は約14千8百tである。なお、許可業者作業対象名簿に記載されている許可業者収集の契約月量(85,786t)のうち、業者アパマンの契約月量が占める割合は約17%である。

1-3 調査全体の概要

調査の概要は以下のとおりである。

(1) 調査対象

市内の業者アパマンから24件を対象に調査した。令和元年度に実施した「一般廃棄物排出実態調査及び組成分析調査(業者アパマンから排出される一般廃棄物にかかる調査)で調査を実施した21件のうち今年度も調査対象となった業者アパマンは9件である。

調査対象とした業者アパマンは、分譲・家族向け、分譲・単身者向け、賃貸・家族向け、賃貸・単身者向けの4タイプとし、調査対象とした業者アパマン件数は表1-1のとおりである。

表 1-1 調査対象とした業者アパマンのタイプと調査件数

業者アパマンのタイプ	記号	調査対象業者アパマン数
分譲・家族向け	A	6件
分譲・単身者向け	B	4件
賃貸・家族向け	C	6件
賃貸・単身者向け	D	8件
合計		24件

(2) 調査方法の概要

調査対象とした業者アパマンから排出されたごみを、基本的には日頃収集している許可業者が定められた日の通常の収集時間にサンプリングし、分類作業場所である、「もと大正工場(大正区南恩加島 1-11)」に搬入し、このサンプリングごみを受け取り、組成分類作業を実施した。

また、調査結果は、許可業者作業対象名簿に記載された業者アパマンを不動産や賃貸住宅のネット情報等を用いてタイプ別に仕分けし、タイプ別排出量を求め、業者アパマンのタイプ別のごみ組成結果を加重平均し、大阪市内の業者アパマンから排出されるごみ組成を算出した。

サンプリング及び組成調査後のごみの運搬については、大阪市が別途、一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会に委託している。

(3) ごみ組成調査実施場所と調査期間

ごみ組成調査場所:もと大正工場(大正区南恩加島 1-11)

調査期間:令和7年2月12日(水)～2月28日(金)※日除く

(4) 調査結果の取りまとめ

業者アパマンのごみ組成調査の結果から、市内業者アパマンのごみ組成の実態把握とともに、分別排出等の状況や、資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)、容器包装プラスチック、古紙・衣類の分別排出の浸透状況等について分析をした。

第2章 業者アパマンのごみ組成実態調査の方法

2-1 ごみ組成調査の方法

(1) ごみ組成調査を実施した業者アパマンの概要

ごみ組成調査を実施した業者アパマン(24件)の概要を表2-1に示す。

ごみ組成調査を実施した業者アパマン数は、Aタイプ(分譲・家族向け)が6件、Bタイプ(分譲・単身者向け)が4件、Cタイプ(賃貸・家族向け)が6件、Dタイプ(賃貸・単身者向け)が8件である。

ごみ組成調査を実施した業者アパマンの分別排出状況については、当該マンションを収集している許可業者に確認したものである。分別種目は、大阪市の収集区分に合わせて分別区分を表示している。

サンプリングする際、当該許可業者が普段収集している、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類について、排出されていれば収集し、ごみ組成調査を実施している。